

高山村若者住宅建設促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村の人口増加と若者世帯の定住を促進するとともに世代間の支え合いを推進するため、村内に住宅を取得した者に対し、予算の範囲内において、若者住宅建設促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付について、高山村補助金等交付規則（昭和55年高山村規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本村への永住を前提として、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により登録されかつ生活の本拠を本村に有し、自ら所有する村内の住宅に引き続き5年以上居住することをいう。
- (2) 若者夫婦 夫又は妻のいずれかが第5条の交付申請書の提出時において45歳以下である夫婦（法律上の婚姻関係にある夫婦をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 若者世帯 世帯員に、若者夫婦がいる世帯及び母子家庭の母又は父子家庭の父が第5条の交付申請書の提出時において45歳以下である者（以下「母子家庭の母等」という。）がいる世帯をいう。
- (4) 同居 申請者又はその配偶者の親が、申請者世帯と同一の住宅、または同一敷地内に建つ住宅、あるいは連続した敷地に建つ住宅に居住することをいう。
- (5) 住宅 玄関、居室、台所、便所及び浴室を備えている独立した住居をいう（店舗又は事務所を併用する住宅については、居住の用に供する部分のみとする。）。
- (6) 新築住宅 村内に新たに建築した住宅で、自らの居住の用に供する目的で取得するものであって不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づき登記した住宅をいう。
- (7) 増改築 親世帯又は子世帯が、転居又は転入を伴わない世帯の世帯員が現に居住している住宅（賃貸用の住宅を除く。）を新たに多世代同居の目的で、住宅の機能向上のために行う次のいずれかの工事であるものとする。
 - ア 既存の住宅に付け加えて建設するもので、床面積10㎡以上の居室1部屋以上が増床となるもの。ただし、既存の住宅の一部を取壊し、新たに付け加えて建設する場合も含むものとする。
 - イ 既存の建物の一部を取壊し、従前と同様の用途、規模のものに建て替えるもの。
- (8) 中古住宅 中古の住宅（空き家バンク登録以外）を自らの居住の用に供する目的で取得するものであって、不動産登記法に基づき登記した住宅をいう。
- (9) 多世代同居世帯住宅 村内に新たに建築した住宅で、自らの居住の用に供する目的で取得するものであって不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づき登記し

た住宅をいう。ただし、多世代同居世帯のために必要な新築又は、増改築工事であるものとする。

(交付対象者)

第3条 助成金交付の対象となる者は、若者夫婦のいずれか又は母子家庭の母等であつて、次のすべてに該当するものとする。

- (1) 高山村内に定住する意思を持ち、自ら居住することを目的として住宅を取得する場合
- (2) 住宅に係る工事又は取得が、1年以内に完了し、申請年度の3月末日までに実績報告書を提出することができること。
- (3) 助成金対象住宅に居住する世帯員全員が、高山村に納付すべき村税等を滞納していないこと。
- (4) 過去に申請者又は当該申請者と同一世帯で生計を一とする者が、この助成金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 助成金の交付を受けようとする者は、区に加入し、積極的に地域活動に参加すること。

2 助成金の交付の対象となる住宅は、新築住宅、建売住宅又は中古住宅（1親等の親族からの購入を除く。）で、居住用部分の床面積が50平方メートルを超えるもの（以下「対象住宅」という。）とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の表に定める助成金の額とする。

区 分	助成金額
新築住宅の場合	150,000円
中古住宅の場合	100,000円
多世代同居世帯のための新築・増改築住宅の場合	500,000円

(交付申請)

第5条 申請者は、高山村若者住宅建設促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員（同居人がいる場合は、その世帯を含む。）の住民票（続柄が記載）の写し
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証又はその他の住宅の構造及び居住用部分の床面積が分かる書類
- (4) 建築工事請負契約書又は不動産売買契約書等の住宅の取得価格が分かる書類の写し
- (5) 対象となる住宅の位置図
- (6) 母子健康手帳又は妊娠22週以降を証明する書類の写し（妊娠22週以降の胎児がいる場合のみ）
- (7) 多世代同居世帯に該当する場合は、親等の世帯に係る世帯全員の住民票の写し、

親等の世帯に係る納税義務のある世帯員全員の過去3年分の市区町村税の納税証明書（ただし、高山村に納税義務がある分については、課税・納税状況に関する公簿等の閲覧同意書（様式第3号）を提出した場合に限り添付を省略することができる。）及び申請者又はその配偶者と村内に居住する親との続柄を証明できる戸籍全部事項証明書

（8）その他村長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、助成金の交付を決定し、高山村若者住宅建設促進事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

（申請の取下げ）

第7条 前条の交付決定を受けた者が、工事又は取得を中止しようとするときは、高山村若者住宅建設促進事業助成金交付申請取下げ書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果について申請者に通知する。

（交付決定の取消し）

第8条 村長は、助成金の交付の決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき、第3条に規定する要件に該当しなくなったとき、又は前条の申請があったときは、交付の決定を取り消すことができる。

2 村長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、高山村若者住宅建設促進事業助成金交付決定取消通知書（様式第6号）により当該交付決定を取り消した者に通知する。

（実績報告書の提出）

第9条 申請者は、対象住宅に係る工事又は取得が完了したときは、完了後1月以内又は年度末のいずれか近い期日までに、高山村若者住宅建設促進事業助成金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

（1）入居後における世帯全員（同居人がいる場合は、その世帯を含む。）の住民票（続柄が記載）の写し

（2）取得した住宅の登記事項証明書の写し

（3）住宅の取得価格が分かる領収書等書類の写し

（4）建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に基づく検査済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合に限る。）

（5）対象住宅の写真（外観並びに玄関、居室、台所、便所及び浴室が確認できるもの。）

（6）その他村長が必要と認める書類

（完了の確認及び通知）

第10条 村長は、前条の規定による実績報告を受けた場合には、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めら

れるときは、助成金の額を確定し、高山村若者住宅建設促進事業助成金確定通知書（様式第8号）により、申請者に通知する。

（助成金の請求）

第11条 申請者は、前条の確定通知書を受けたときは、速やかに村長に高山村若者住宅建設促進事業助成金請求書（様式第9号）により助成金の請求をしなければならない。

（助成金の返還等）

第12条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付された全部又は一部に相当する額の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（1）対象住宅を、助成金の交付を受けた日から5年以内に譲渡し、交換し、又は貸付けたとき。

（2）対象住宅から、若者世帯の世帯員全員が、助成金の交付を受けた日から5年以内に転居したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、村長が返還を相当と認めたとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。